

第十六回 参議院建設委員会會議録第十五号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午後二時三分開会

委員の異動

七月十七日委員江田三郎君及び松岡平市君辭任につき、その補欠として三輪貞治君及び加納金助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君
理事 石井 桂君
委員 石川 榮一君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
近藤 信一君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石坂 二朗君
建設省計画局長 瀧江 操一君
建設省河川局長 米田 正文君
事務局側
常任委員 武井 篤君
會専門員 菊池 瑠三君
會専門員 常任委員 菊池 瑠三君

本日の會議に付した事件

- 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 建設業法の一部を改正する法律案

(内閣送付)
○建設行政に関する調査の件
(和歌山県を中心とする水害状況に関する件)

○委員長(石川清一君) 只今より委員會を開会いたします。

先に和歌山県を中心とした近畿中部地方の水害の状況を建設省当局より説明を承るつもりでございましたが、特別対策委員會のほうに政府側が出席いたしておりますので、あとに廻しまして先般來御審議を續けておりました土地収用法の一部を改正する法律案につきまして質疑の續行をいたしたいと存じております。

質疑のおありの方は逐次發言をお願いいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(石川清一君) それでは速記をつけて下さい。

○石井桂君 前回の委員會にも斡旋委員會を設けることにつきまして、屋上屋の感がするやないかという趣旨の質問があつたようでありますけれども、政府のほうの本当の肚は、斡旋委員會を設けてどれだけの効果を期待しておられるのをごさいますか。その点一つ納得の行きますように御説明願えれば大変結構だと思ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御質問の趣旨の通りに、この制度をどうやつたからいふ／＼むずかしい補償問題についてどの程度の効果があるかという、その的確な見通しを持つてやつてゐるわけではないのであります。併しなからこの前／＼の見方から議論になりましたけれども、現在實際的にも法律に根拠のないいわゆるその斡旋と申しますことをやつて、案外効果を發揮している例も多いため、そういうことをやるのは建設的なあれで無理に連中を抑え付けるのだ、むしろそういうのは避けて、土地収用法に正規に入つて行けということの御議論も前回は拝承いたしましたのであります。併しこういう問題につきましては、民事訴訟につきましても調停裁判、或いは家庭裁判につきましても家事裁判というような簡易な法的根拠を持つた斡旋制度がございまして、意外に効果を發揮している実例をまづ本件以外にも見るのであります。そこで土地収用に入るまでに重苦しい、いわゆる何と申しますか、物々しいやり方ではなくて、結局最後は斡旋委員の人選というところに勝つて参ることと存じますけれども、今日一番大きな障害になつております水没補償その他の問題について調停的な役割を本制度の善用によりまして望外の効果をあげるのじやないかと、こういうふうな私たちが考へておるのでございまして。

○石井桂君 この百八条の中にありますところの調停委員の仕事と、今度の提案による斡旋委員の仕事とですね。實際の問題からいふと、斡旋委員

がうんと働けば調停委員の仕事が殆んどなくなるというふうなそういう気がするので、今度この関係は如何でございましょうか。

○政府委員(瀧江操一君) 御指摘のよう現在収用法上の収用委員會の調停という制度がございまして。併しこの収用委員會の調停は飽くまで収用法、収用の本来の手続というものの手続のうちで収用委員會が發議しまして、或いは關係当事者の申出によりまして調停の開始が行われるということになつておりました。前提条件としては飽くまで収用の本来の手続を進めることを前提としてゐるわけでございまして。

従いましてこの収用法にかたくなに、かけるのは好ましくない、むしろそういうことが事案の解決に対して却つてマイナスになるといふ事態の際には、当然調停制度はありまして、その段階に行きつくまでに、今の好ましくないというこのために収用に入らない、こういういわゆる調停そのものにやほり何と申しますか、隔靴掻痒の感があるという点が制度的にあるわけでございまして。それを今度の斡旋制度で以て収用にかたくなでも当事者協

議、話合というもので成る程度の公式的ないわゆる調停に非常に類似した斡旋ということになりましたが、そういうもので話合いで解決して行く、こういう方法をとることも又一つの方法ではないか、こういう考え方に立つております。あらゆる角度から当事者紛争をあらゆるチャンスに解決の途を開いて

行く、こういうのが今度の斡旋の狙いであるわけであります。

○石井桂君 只今の御説明でよくわかつたのですが、斡旋委員が一〇〇％能力を發揮すると調停委員の仕事がなくなるという結果にはなりませんね。一〇〇％斡旋委員が効力を挙げますれば、もう収用の必要がなくなつてしまつて調停委員の仕事がなくなる。だから結局一つの分量の仕事に調停委員と斡旋委員があつて、斡旋委員のほうは正式の収用の手続が踏まれる前の仕事である。調停委員は斡旋委員でやれなかつた段階、その先の段階で働く、こういう考えなんですね。

○政府委員(瀧江操一君) お説の通りでございます。

○石井桂君 そうすれば非常に斡旋委員の仕事も私にはためになる部分が多いと思ひます。これはまあ違つた例ですが、建設業法の中に紛争のことが随分あつて、その紛争事務を解決するのに斡旋委員によく似た建設業審議会の委員が調停斡旋するような制度があるのでございまして。私はその実務に長く携わつておつて非常に能率をあげたという事例もありまして、私は形式的には斡旋委員というものは屋上屋を架するやうな感じはいたしますけれども、今の御説明でとにかく或る紛争の事件が起つた場合に、斡旋委員が来て大体荒ごなしをする。そこで料理ができないものを調停委員に持込むという制度のようでありますから、この趣旨は私は賛成でございます。

○石川榮一君 この土地収用法の一部改正法案の狙いとするところは、私どもは決して不賛成ではありません。これを善用することによつて、ややとすると土地収用法が、如何に収用法の精神が立派でありまして、その運用如何によりましては相当一般犠牲者に権力を押付けるといふような傾向が精神的にも物質的にも起り得ると思つて、この土地収用法でやつても或る程度のものであります。が併し、土地収用法という段階に入らずに、事前に、まあだ尖鋭化しない感情の下において、できるだけ解決のチャンスをおぼゆる部門において認めるために、収用の段階に入らざる前に、収用の段階を設けて行く、あたかも民事訴訟における簡易ないわゆる調停委員或いは斡旋制度といふやうな意味でやつたらしいのじやないかといふやうな説明であつたので、御承知のように多目的ダムとか或いは電源開発のダムを作る問題につきましていろいろなむずかしい問題が起きて、収用には入つたけれども、いよいよ収用といふことになりまると、感情の対立からわかり切つた結論がなか／＼出て来ないといふやうな場合もあるのだ、そこまで入らない前に、できるだけ利害関係人を代表する人々をこの斡旋委員の中に一名ずつ加えて、他の三名は中立的な立場で判断をして、荒ごなしをするといふ意味で、こういう制度を設けたらいいのじやないか、こういう考えからこの法律を改正することに私たちも賛成したのであります。今石川委員の御質疑のうちに、こういう実例があつて、こういふときに、こういふ実例であつて、こういふときで、こういふ実例であつて、只今私の手許には持ち合

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。今の御質疑は、前回にもこういう法律改正の趣旨は現実的に必要があつてやつたに違ひない。どういふ場所に起つて、こういうことをやつたほうがいいのかという実証的な立場からそれを出すようにしたかという御質疑もあつたように存じております。いろ／＼の実例を河川局長に説明させるつもりでありましたのですが、私たちがこの法

律の改正にタッチいたしましたときには、一定の必要があつてこの法規を改正するといふやうな裏打ちの事実があつてこの法律改正をするんでなくて、土地収用法によつてやれば、先ほど石井委員からも御質疑がありました、この土地収用法でやつても或る程度のものであります。が併し、土地収用法という段階に入らずに、事前に、まあだ尖鋭化しない感情の下において、できるだけ解決のチャンスをおぼゆる部門において認めるために、収用の段階に入らざる前に、収用の段階を設けて行く、あたかも民事訴訟における簡易ないわゆる調停委員或いは斡旋制度といふやうな意味でやつたらしいのじやないかといふやうな説明であつたので、御承知のように多目的ダムとか或いは電源開発のダムを作る問題につきましていろいろなむずかしい問題が起きて、収用には入つたけれども、いよいよ収用といふことになりまると、感情の対立からわかり切つた結論がなか／＼出て来ないといふやうな場合もあるのだ、そこまで入らない前に、できるだけ利害関係人を代表する人々をこの斡旋委員の中に一名ずつ加えて、他の三名は中立的な立場で判断をして、荒ごなしをするといふ意味で、こういう制度を設けたらいいのじやないか、こういう考えからこの法律を改正することに私たちも賛成したのであります。今石川委員の御質疑のうちに、こういう実例があつて、こういふときに、こういふ実例であつて、こういふときで、こういふ実例であつて、只今私の手許には持ち合

わしておらんのであります。斡旋制度が案外うまく行つたといふ事実的の斡旋制度でございまして、これがあつたかどうかは、又後の機会に河川局長あたりに説明させて結構と存じます。

○石川榮一君 そういたしますと、これが仮に成立いたしましたも、差当り建設省ではその斡旋によつて或る程度地元との話し合いがつくだろうといふ見通しのつくやうな面は現在持ち合

図る、こういうふうの考えのほうが多

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。今御質問ございました土地収用が決定してしまふと、むしろ斡旋にかけるといふことはないのでございまして、やつぱり土地収用の決定前においてこの制度が斡旋という段階に行つて、そして斡旋がうまく行けば土地収用にならずに解決するのでござい

情上対立して、向きにならない前に荒ごなしができるのではないかと、こういふふうにはまあ私たち考えております。従つて厳密な意味で申し上げますならば、斡旋委員の出した結論がもしも承服を得られないで土地収用に入つて参りましても、それは土地収用法における調停委員とか、或いは土地収用の最後の決定、その参考にはなるが、何ら拘束するものではない、こういうふうな法律的にも又事実的にも解釈しております。

○政府委員(南好雄君) 今はそういうこの制度がすぐに効果を挙げるといふ具体的実例は持つておりません。

○石川榮一君 現在収用にすでに入らなくちやならんといふやうな事案も相当あるでしょうが、これらに対しては積極的に国からというわけには参りませんが、或る地方公共団体、知事等からのその話し合いによつて、さういふやうなものを持たせて、さうしても一度収用にかける前に斡旋制度を活用してみるといふやうなお考えはありま

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。それは勿論この改正が若し皆様の方で可決して頂きますならば、懸案のものについてはすべて斡旋委員を設けて、一応はこの斡旋制度によつて荒ごなし的に交渉して頂くつもりであります。

○石川榮一君 わかりました。

○赤木正雄君 この法案の斡旋委員の問題であります、これは収用にかける前にこれを適用するといふやうなお話がありまして、又土地収用にかけるからおしやいましたが、主として土地収用法をかける前に斡旋委員で斡旋を

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通りただ事業認定をやつた程度では土地収用の段階に入つたとは、広い意味では言えるかも知れませんが、いわゆる土地収用その他の公示があつてから本式に土地収用の段階に入る。それから土地収用の公告前においてこの本改正による斡旋制度が動いて行く、こういうことになるわけ

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。その通りでございます。法律的に申し上げますと、御承知の通り土地収用の公告までは斡旋制度にはかけられませんが、事業認定前にこういう制度が、今後御承知のように、最近頻々として水害が起きております。これにはいろいろむずかしい問題がございます。いろ／＼なむずかしい問題がございます。又各位に深甚な御協力を仰がなければならぬと思ひますが、建設省が多

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。今の御質疑は、前回にもこういう法律改正の趣旨は現実的に必要があつてやつたに違ひない。どういふ場所に起つて、こういうことをやつたほうがいいのかという実証的な立場からそれを出すようにしたかという御質疑もあつたように存じております。いろ／＼の実例を河川局長に説明させるつもりでありましたのですが、私たちがこの法

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通りただ事業認定をやつた程度では土地収用の段階に入つたとは、広い意味では言えるかも知れませんが、いわゆる土地収用その他の公示があつてから本式に土地収用の段階に入る。それから土地収用の公告前においてこの本改正による斡旋制度が動いて行く、こういうことになるわけ

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通りただ事業認定をやつた程度では土地収用の段階に入つたとは、広い意味では言えるかも知れませんが、いわゆる土地収用その他の公示があつてから本式に土地収用の段階に入る。それから土地収用の公告前においてこの本改正による斡旋制度が動いて行く、こういうことになるわけ

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。その通りでございます。法律的に申し上げますと、御承知の通り土地収用の公告までは斡旋制度にはかけられませんが、事業認定前にこういう制度が、今後御承知のように、最近頻々として水害が起きております。これにはいろいろむずかしい問題がございます。いろ／＼なむずかしい問題がございます。又各位に深甚な御協力を仰がなければならぬと思ひますが、建設省が多

ういうふうなことを、決してこの制度は土地収用の全体の組織を崩す制度でなく、むしろ何と申しますか、なごやかな気持で斡旋させるほうが、よりい

わゆる解決に早い途ではないか、これが何らあとの決定を拘束するところはないというところにこの法律のみがあるものでありまして、拘束させては土地収用そのものを浮かすことになりま

す。これは全然、土地収用の段階に入りますと斡旋の結論によつては拘束がございせんので、軽い気持で、又その軽い気持が当事者に案外好結果をもたらして行くのではないかとこの考

で私たちがおるのであります。
○赤木正雄君 私はこの法案を邪魔しようとか、そういう意味で質問いたしませんから、御心配なしに御答弁願いたい。

そこで私はもう少し教えてほしいのです。この事業認定、今次官はこの事業の決定とおつしやいますが、事業を決定して予算の措置があつて、そこで初めてこの事業を認定する、こういうことになるのですか、これは局長のほうに願います。

○政府委員(遠江操一君) 土地収用法上の事業認定の一つの条件でございすか。これはこの法律でもその点については触れてゐるわけでございす。第三章に事業認定については一応事業認定の申請書、こういうものを出しまして、事業認定の条件として四つの条件が第二十条に掲げてあるわけでありす。即ち公益事業であるという認定と、それから起業者の事業遂行の能力、意思、そういった具体的な事情を持つてゐる点と、それから取得しようとする土地の適正合理的な利用の保

障があるかどうかという点、その他の条件を一応勘案して事業認定をする、こういう建前になつております。収用法上これらの条件を充し得るかどうかが認定行為の成否の分れるところになる、こういうふうな考へております。

○赤木正雄君 それでありますから事業認定は今局長のおつしやつたように、仮に堰堤を作る、ただ作るのではなく、どういふ土村にどういふ工費を以て、そして予算措置をし、或いはできれば何年から仕事をしたい、こういう具体的な計画を立てて、初めてそこで事業認定を、公益事業に対しては或いは建設大臣なり或いはその他の関係の方面でお許しになるものと私は考へるのですが、その通りなんでしょうか。

○政府委員(遠江操一君) 大体おつしやる通りでございまして、或る程度の具体的計画というものを裏付けにして起業者も認定の申請をするわけですから、それを調査検討して認定の成否をきめる、こういう取扱ひになつております。

○赤木正雄君 そういたしますとこの土地収用というものは、事業認定の前提としてそういう計画があるべきもので、そういう計画もなしに事業認定はあり得るはずはない。これは土地収用法の根本精神だと思ひます。恐らくこの点については局長も御異議ないと思ひます。そこでこの法案の趣旨は、今もおつしやつた通り事業認定する前に

おいて成るべく円満に妥協させよう、こういうふうな解釈を行けば、土地収用というものがなほ一層円満に進ぶというならば、一面においてもう一層

私権なら私権を尊重してお互いの間の紛争を起さないようにしよう、こういう御方針にはかならないのでしょうか。

○政府委員(南好雄君) 御趣旨の通りであります。それでなお赤木委員の御質問は、事業認定前に一体こういう斡旋制度があり得るか、こういう御質問のように私拝承するのであります。実際問題といたしましては、予算の裏付けその他があつて、そして殆んど事業認定しなければならぬような場合は、斡旋制度というものは案外、私は何と申しますか、事業認定後も土地細目の決定の間に案外効果があるのじやないか、事業認定前において、まだ海のものや山のものやわからんのに斡旋制度があるのだというやうなことは、こういう種類の性質上、法律的には解釈できませんけれども、実際問題は、要するに事業を申請すれば当然事業認定があるし、あるが、併し直ちに土地細目の決定というところまで行かずに、その間において斡旋制度が働いて行くのだ、こういうふうな私たちが考へてゐるのであります。併し事実問題としてそういうことがあるかどうかはわかりませんが、法律的には事業認定がなくとも斡旋制度はやれるのだ、こういうことも質疑の途中に御返事申上げたいやうな次第であります。

○赤木正雄君 要するに土地収用はなにか、難問でございすからして、この法案で一層うまく収用して、事業の遂行に支障を来たさないよう、にしようという御方針にはかならんと思ひます。つまり収用を一層うまく運営しようという御趣旨と思ひます。私の質問はこれで終ります。

○近藤信一君 この申請は一方の側から申請すればこれで斡旋にすぐかかれるやうになつてゐるが、そうすると一方の側の利害をふみにじるといふ危険性があるが、この点についてどう考へておられますか。

○政府委員(遠江操一君) 只今御質問になりました通り、申請は必ず当事者間の同意によりましての決定を待つてやるわけでありす。一方の当事者からの申請で受理でき、斡旋の解決ができるやうになつてゐる、従ひまして斡旋の申請をするほうが、斡旋にむしろ期待して、有利な解決を図らんがために、他の者に対する不利益、他の当事者に対する不利益、こういうこともないとはこれは保証できない。ただ併しこれは斡旋を受理するか受理しないかは斡旋委員のあれでございす。解決策を受理しないかということは、結局当事者の意思によつてきまる、こういう建前にいたしております。従つて斡旋の解決案が出たことが当事者の意思を拘束しない、これは先ほど政務次官から申上げた通りであります。そういうことで解決をいたしておるつもりでございす。従つて一方の当事者に非常に不利な斡旋案である、これは片方の当事者はそれを容れない、こういうことによつて斡旋は打ち切りになる、こういう形になるというふうな考へております。

○近藤信一君 この前も質問されたと思ひますが、やはり事業家がここで事業をしようといふときに、事業認定がない先に斡旋を申請した場合に、その片方はここに事業をやることによつて利益を得る、片方はここでやつてもらつては困るというところで飽くまでも反対した場合、これは困つても

困らなくても、一方のあれによつてどん／＼と進行する、期間が過ぎれば進行できることになつてゐますが、この点はどうですか。

○政府委員(遠江操一君) その点は斡旋は一つのチャンスでございまして、従ひましてそのチャンスが成功する場合もあるし成功しない場合もある。これは現在の収用の発動に持つて行くことに對する一つの制限になつております。ということとは、斡旋にかかつてゐる間三カ月というものは収用の申請はできない、こういう制限を受けてゐるのです。従つてお話をうにこの手続の進行に伴つて、まあ収用手続が逆に促進されるということには考へられな

いのでありまして、むしろ現在放置しておいて、斡旋制度がなかつたならばどうか、これはいきなり収用手続に持つて来られることは、当然起業者の立場から申しまして考へられるわけでございす。その場合においても他の補償を受ける側から言へば、むしろ斡旋で有利な解決をしてもらいたい或いは適正な解決をしてもらいたいその間収用手続に入つちや困る、こういうことにもなる。これは起業者側に便利だとばかりは言えないというふうな考へます。又一方の補償者の側から言ひますれば、そういうことのためにまあ三カ月なら三カ月置いて、いきなり収用にと申しますか、斡旋に就いて収用という一つの準備行動といふことにも取られますが、併しこれは準備行動なしにできるという現行制度に比べました場合には、むしろそういう斡旋の機会が与えられるというこのほうが、取りよ

りよつては、この犠牲者の立場から言へば一つのチャンスを与えられ

る、こういうふうにも考えられます。その点は必ずしも起業者側に有利であるとは断定することは如何かというふうに考えます。

○近藤信一君 幹旋委員会が持たれてから、三月月経過してその三月月の期間内に幹旋の委員会が成功しなかつた場合でも、もうどん／＼と工事ができることになっていきますね。

政府委員(渡江謙一君) これはやはり強制的に工事ができるということにはなりません。幹旋を打切つた結果反射的にそれでは起業者は自動的に強権發動できるかという点にはなりません。或いは土地細目の公告というところで、取用法本来の系統に戻りまして、その結果を待つて始めて強制的に土地の取得その他の行為ができる、こういう関係になるわけでありまして。

○委員(石川清一君) 大体本日の質疑はこの程度でとめておきたいと存じますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(石川清一君) それでは土地収用法に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員(石川清一君) それでは次に建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○政府委員(南好雄君) 建設工事の適正な施行を確保し、且つ建設業の健全な発達に資するため、昭和二十四年法律第百号を以て建設法が制定せられ、ほぼ所期の成果を収めて今日に至つておりますが、施行以来四

年間に亘る経験に鑑み、なお若干の改正を加える必要があります。即ち、本法律の適用範囲の拡大、建設業者の登録要件の強化、一括下請負の禁止の強化及び建設業審議会の任期の延長と建設法の強化等を図る必要があると存するのでありまして、これが本改正案提案の主たる理由でございます。

以下本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

先づ第一に現行の建設法におきましては、板金工事ほか八種類の工事に限つては、そのみを単一に請負うことを営業として認めておりました。これは、適用を除外しては、この種の工事も、その重要性からも、又その請負金額の点からも、現在建設法の適用を受けている工事と左異を設けられなくなつて参つておりますので、壁紙工事を除き、これらの工事のみを請負のことに営業とする者に対して土木工事等と同様本法を適用することとしたのであります。

第二に登録要件の強化であります。が、現行法におきましても、建設大臣の登録を受けた建設業者は同一都道府県にある営業所の一に一定の資格を与えた技術者を置くを建前としていたものであります。これを登録の要件といたすと共に、登録の際の拒否要件を拡大して、現行法では、建設法違反の故を以て会社が処分された場合において、営業所の代表者等が会社から独立して登録を申請して来る場合にはこれを拒否し得ないこととなつておりました。登録を拒否し得ることとしたのであります。

第三に、一括下請負の禁止の強化に

ついてであります。この禁止の目的を十分に確保いたしましたため、無登録業者等在一括下請負をさせる場合、或いは一括して請負う場合等についても禁止することとしたのであります。

第四に建設業者に対する監督処分のうち、最も重要な処分である営業の停止及び登録の取消処分につきまして、これを慎重に行う必要があると存する。建設大臣又は都道府県知事がこれらの処分を行おうとするときは必ず建設業審議会に諮問することとしたのであります。

第五は建設業審議会の委員の任期を延長し、その権限を強化したのであります。現行法によりまして、委員の任期は六月で二回以上の再任を禁じておりましたが、これは余り短期に失します。任期を二年とし再任を妨げないこととしたのであります。次に権限の強化であります。現行法におきましても建設業審議会は、建設工事の請負契約に關して紛争の生じた場合、当事者の申請に基いて、紛争解決の斡旋を行つておりましたが、

午後二時一分速記開始
○委員(石川清一君) 速記をつけ

水害対策特別委員会に出席してありました河川局長が見えませんでした。和歌山県を中心とし近畿中部地方を襲いました水害について建設省当局より状況の御説明を承りたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(石川清一君) それでは河川局長より御説明を願います。

○政府委員(米田正文君) 十七日から十八日にかけて和歌山県を中心とする豪雨がございました。その概要について御説明を申し上げますが、三枚目の小さい半ページの紙がございます

つづありますが、なお入札方法の合理化、注文者の予定価格積算の際の諸経費の算定の基準等を作成してその実施を勧告し、建設工事の請負契約関係の合理化を期することとしたのであります。その他以上の諸点に關連して関係各条文の整備を図つたのであります。

以上建設法の一部を改正する法律案の主要な事項について説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員(石川清一君) 本法案に対する質疑は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(石川清一君) 御異議がないと認めて、次回に御質疑を願うことにいたします。速記をとめて。

午後二時四十五分速記中止

午後二時一分速記開始

○委員(石川清一君) 速記をつけ

水害対策特別委員会に出席してありました河川局長が見えませんでした。和歌山県を中心とし近畿中部地方を襲いました水害について建設省当局より状況の御説明を承りたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(石川清一君) それでは河川局長より御説明を願います。

○政府委員(米田正文君) 十七日から十八日にかけて和歌山県を中心とする豪雨がございました。その概要について御説明を申し上げますが、三枚目の小さい半ページの紙がございます

が、こういう梅雨前線、これは十九日でもちよつ移動しておりますけれども、大体こういう状態で梅雨前線が走つておつたのであります。そしてこの梅雨前線から南側のほうが非常に雨が降つております。で紀伊半島、この梅雨前線でもわかりますように、南側に当たつておりましたので、豪雨になつたのであります。

今日まで調査をしております雨量は、まだはつきりしたものが詳細集まりませんけれども、大体のところはその半ばの紙の次の頁に雨量が書いてございまして、その欄の一番右の欄のところに和歌山を中心とする雨量を大台ヶ原、河合、高野山、橋本、大迫、湯浅、こういうふうにして書いてございまして、最大四百四十ミリ程度、大体奈良県十津川村で四百四十ミリ程度というのが最高雨量のように思ふ。恐らくこの程度のものが山地に降つたのではないかと、御承知のように和歌山県の今度被害を受けた地区の川は急流河川でございます。非常に降つた雨が一時にどつと出るといふ傾向のある河川でございます。こういう程度の、三、四百ミリ程度の雨が上流に降つて、それが十七日から十八日にかけて一時に流出したというのが原因でございます。

それで初めに申し上げて、「被害の概要」といふのを御覧願います。今度一番ひどかつたのは和歌山県の南部の有田川、蜜柑で有名な有田川と、それから南の高川というものが非常に被害がひどかつたのであります。有田川の河口には美島という町があります。それから高川の河口には御坊という町がございます。それでその両町とも非

第二二五二号 昭和二十八年七月六日受理

静岡県佐久間、秋葉岡ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の請願

請願者 静岡縣田部電川村長

高良伊平外十三名

紹介議員 石黒忠篤君 杉山昌作君

佐久間、秋葉岡ダム建設に伴う護岸および砂防工事を完全に実施するとともに、ダム完成後においても累年崩壊は必定であるのでこれらの災害復旧と地域に与える損害については、永久に国および電源開発会社において、復旧補償に応じる方途を確立するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願

第二二五五号 昭和二十八年七月六日受理

二級国道佐賀線早線改良工事施行に関する請願

請願者 長崎県諫早市長 野村儀平外十七名

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君、新山俊一郎君、松岡平市君

佐賀市を起点とし有明海沿岸、鹿島町、湯江町を経て諫早に至る二級国道佐賀線は、佐賀、諫早、長崎を結ぶ政治上経済上、最短重要路線であるが全延長の約四十八パーセントは全幅員四メートル内外の未改良区間であるから、大改良計画を樹立され早急に着手せられたいとの請願

第二三三二号 昭和二十八年七月七日受理

岡山県尾坂、長迫両河川改修工事施行

久橋に架替せられたいとの請願

請願者 岡山県小田郡新山村長

高木正志外二名

紹介議員 江田三郎君、秋山長造君、島村軍次君、加藤武徳君

岡山県新山村地内の尾坂、長迫の両河川は、上流水源地帯山林の伐採によつて大雨ごとに一時には氾濫し、昨年七月には数十町歩をでい海と化し、橋の流失六箇所、堤防の決壊八箇所、田の流失十七町歩の大損害を与え、本年六月七日にも前回にまさる大被害を与え、地元民は雨ごとに不安におののく状況であるが、村財政の窮乏は如何ともしえない現状にあるから、特別の設議によつて本村地内両河川の改修を実施せられたいとの請願

第二三三三号 昭和二十八年七月七日受理

府県道新庄鶴岡線中角川、砂子沢両橋の永久橋架替に関する請願

請願者 山形県最上郡古口村長

今井紋蔵外八名

紹介議員 田中一君

府県道新庄鶴岡線は今回二級国道に編入されるものであるが、これによつて酒田、石巻の両港を通じて国内産業発展の大幹線となり、両地方の文化および海水、農、工業物の交流と奥地山林、地下資源の搬出が倍加されることとなり、産業道路としてまことに重要な路線である。しかるに本路線に架設されている角川橋および砂子沢橋は年々の水災によつて腐蝕その極に達し危険状態に陥つてゐるから、本路線の重要性にかんがみ、角川、砂子沢両橋を永

久橋に架替せられたいとの請願

第二三三四号 昭和二十八年七月七日受理

長崎県大村町、国道三十四号線間道路補装に関する請願

請願者 長崎県大村市長 大村純義

紹介議員 田中一君

長崎県大村町から北方の密集した住宅および学校地域を経て大村保安隊横から国道三十四号線に交差し入国管理庁、農産化学、長崎罐詰工場および竹松保安隊へ通ずる幅員二十メートルの都市計画道路は、保安隊の駐留により演習地への重軍の交通ひん繁を加え、砂利道としての維持困難なため、路面は常におとつを極め、さらに火山灰の土質は車両通過毎に砂じんももろとして透視できない状態に交通事故は続出し、沿道住宅街は防じんに關心しており、路面の維持および衛生上からも早急に補装の実施を必要としてゐるが市財政の困難せる現況では単独にて実施困難であるから、国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願

第二三三三三号 昭和二十八年七月七日受理

高知県後川右岸築堤に関する請願

請願者 高知県高知郡後川村長

岸本勇外二名

紹介議員 寺尾豊君

高知県後川村の岩田および田野川部落は、後川のこの水はん濫により家屋の浸水ならびに農作物の被害は年々数度に及んでゐるが、後川の東岸東山村は国費により築堤を計画し、既に昭和二

十六年度から着手しており、これが完成の時は西岸後川村に及ぼす影響はまことに大きく被害はますます増大するものと憂慮されているから、本川右岸に築堤せられたいとの請願

第二三三〇号 昭和二十八年七月三日受理

静岡県佐久間、秋葉岡ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の陳情

陳情者 静岡縣田部電川村長

高良伊平外十三名

静岡県佐久間、秋葉岡ダムの地域一帯は、全国希にみる杉樹生育適地であるが、地質はきわめて軟弱であり、加えて秋葉ダムは急しゅんな山地とけい谷で成り立っているため、いまこれに大量の水をたたえれば森地の崩壊は必定であり、かつ山腹に点在する住家は水のしん透による地盤のゆるみおよび大雨等による地盤のゆるみおよびじん大な災害を被ることになるから、水源かん養ならびにダム保存を兼ねて本ダム護岸工事と土砂崩壊箇所の砂防工事とを施行するとともにダム完成後にあつても災害に對し補償する方途を講ぜられたいとの陳情

七月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建築士法の一部を改正する法律案(衆)

一、建築基準法の一部を改正する法律案(衆)

建築士法の一部を改正する法律案

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正す

第十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程(夜間を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務経験を有する者第十四条第二号中「学校教育法による短期大学」を「前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学」に改める。

附則第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、附則第五項を第六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 左の各号に掲げる者については、前項中「昭和二十六年四月三十日まで」を「昭和二十六年四月十四日以前」又はその拘束を解かれた日(これらの日が昭和二十八年八月十四日以前であるときは、同年八月十五日)から一年以内」と読み替えて同項の規定を適用する。

一 昭和二十八年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域に在留していた者であつて、昭和二十六年四月一日以後に引き揚げたもの

二 昭和二十八年八月十五日以前前号に掲げる地域以外の地域に抑留されていた者であつて、昭和二十六年四月一日以後に引き揚げたもの

三 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁されていた者であつて、昭和二十六年四月一

日以後に本邦においてその拘禁を
解かれたもの

附 則

この法律は、昭和二十八年八月十五
日から施行する

建築基準法の一部を改正する法律案
建築基準法の一部を改正する法律
建築基準法（昭和二十五年法律第二
百一号）の一部を次のように改正
する。

第四条第二項に次の但書を加える。

但し、人口（官報で公示された最
近の国勢調査又はこれに準ずる全国
的な人口調査の結果による人口と
する。）三十万以上の市については、
この限りでない。

第四条第三項を次のように改める。

3

前項但書の市が第一項の規定によ
つて、又はその他の市町村が前項本
文の規定による協議がとつた場
合において、建築主事を置くときは、
市町村の長は、建築主事が置か
れる日の三十日前までに、その旨を
公示し、且つ、これを都道府県知事
に通知しなければならない。但し、
前項但書の市にあつては、当該通知
は、九十日前までにしなければならない
ない

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年八月十八日印刷

昭和二十八年八月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局